

平成16年度 第2回徳島県環境審議会総会

1 日 時

平成16年11月18日(木) 午後1時30分から午後3時まで

2 場 所

徳島県庁10階 大会議室

3 出席者

<委員> 委員40名中32名出席

(1号委員：学識経験者、五十音順、敬称略)

井口利枝子委員、池田早苗委員、池田隆行委員、石田方子委員、岩井博委員、
岩崎正夫委員、植田和俊委員、樫本幸実委員、鎌田磨人委員、喜多知子委員、
近藤光男委員、桜井えつ委員、佐藤征弥委員、篠崎佐千代委員、竹内久委員、
津川なち子委員、寺戸恒夫委員、唐渡義伯委員、中央子委員、中村英雄委員、
沼子千弥委員、濱口靖徳委員、藤岡幹恭委員(副会長)、藤田眞寛委員、
藤村知己委員(副会長)、松橋利江委員、三好保委員(会長)、本仲純子委員、
森逸子委員、山城弘司委員、吉田フクエ委員

(2号委員：市町村長)

島田泰子委員(代理)

<事務局>

飯泉知事、笹川県民環境部長、田村県民環境部環境局長、村上環境局次長、
一宮参事(環境企画課長)、齋藤環境首都推進室長 ほか

(会議次第)

1 開 会

2 議 事

- (1) 「徳島県環境教育・環境学習推進方針(仮称)のあり方について」
- (2) 「徳島県生活環境保全条例(仮称)のあり方について」

(3) その他

3 閉 会

(議事要録)

1 開 会

【事務局】

ただいまから徳島県環境審議会平成16年度第2回総会を開会いたします。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠に有り難うございます。

本日の出席委員でございますが、31名でございますので環境審議会委員数の過半数を超えており、徳島県環境審議会設置条例第6条第2項の規定によりまして、この審議会が有効に成立しておることをまずご報告いたします。

はじめに飯泉知事からご挨拶を申し上げます。

【飯泉知事】

本日は委員の皆様におかれましては大変お忙しい中、またお足元の悪い中お集まりをいただきまして誠に有り難うございます。

また委員の皆様には日頃から環境行政をはじめといたしまして県政各般にわたりご尽力を賜っておりますことをこの場をお借りいたしまして厚くお礼を申し上げたいと思います。

本日は2月3日に当審議会に諮問をさせていただきました徳島県生活環境保全条例、まだ仮称でございますが、その在り方について生活環境部会のご審議を経て、今日最終のご審議をいただけると。そして答申に結び付けていただけるといふふうにお聞きをいたしております。どうぞ大詰めの審議ということでございますので、この徳島県生活環境保全条例、仮称でございますが、これが他県から見てもこれは非常に特色のある、もっと言うと徳島らしいと言われるようなそういう条例になりますように、どうぞ最後の部分を宜しく願いをいたしたいと思います。

それからもう一点でございますが、現在国におきまして、特に地球温暖化、これらにつきまして、今回の例えば一連の台風被害ですとか、あるいは最近の地球全体の異常気象、こういった点からこの地球環境問題に積極的に取り組むべきではないかということで、京都議定書につきましても、いよいよロシアの批准が行われるという中、日本におきましても1990年と、そして2010年を中心とする数年との対比、ここで温室効

果ガスとの比率、これを6%削減にしていこうと、いわば国際公約がよいよ発効していくわけでございます。こうした形で我々といたしましても、足下からしっかりとこの環境というもの、また地球環境というものをしっかりと考え、そして取り組むべきではないかと。その意味では国におきましても環境教育あるいは環境学習という観点で積極的にこれに取り組んでいこうという姿勢が今打ち出されております。そこで本県におきましても、例えばオンリーワンハイスクールという高校における特色のある学習をしていこうという中で、環境を一つのテーマとして、そして積極的に取り組む高校ですとか、あるいは小中学校におきましては学校版ISO、徳島県庁もISO14000シリーズ、これにいち早く加入をいたしているわけでございますが、学校においてもこの環境、そしてISOというもの、こうしたものに取り組んでいこうという姿勢を今年から大いに打ち出しているところでございます。こうした気運を高めていく、そのために実は環境審議会の皆様に、今日、本県の新たな環境教育あるいは環境学習、これを総合的に、また系統立てて進めていくための方針、これを是非とも定めていただきたいということで、今日これから諮問をさせていただきたいと考えております。

どうぞ環境首都とくしまにふさわしい、そういう施策になっていきますように皆様の更なるご尽力を心からお願いをいたしたいと思っております。どうぞ宜しくお願いいたします。

【事務局】

ここで本日の配布資料がお手元でございます。ご確認いただけますようお願いいたします。

お手元には本日の配席図ならびに会議次第をお配りしております。

本日の資料につきましては、事前にお送りさせていただいておりますが、本日ご持参をさせていただいておりますが、お手元がない場合ちょっとお申し出いただけましたらお席までお持ちいたします。皆様よろしゅうございますでしょうか。

それでは、以後の進行につきましては、会長さんをお願いしたいと思います。どうぞ宜しくお願いいたします。

【会長】

早速議事に入りたいと思っております。

本日の議題はお手元の次第にありますように、徳島県環境教育・環境学習推進方針(仮称)のあり方についてにつきまして、本日諮問がございまして、また既に当審議会におきまして諮問されており、審議を続けてきました徳島県生活環境保全条例(仮称)のあり

方について生活環境部会から報告を受け、審議したいと思います。

まず徳島県環境教育・環境学習推進方針（仮称）のあり方についてにつきまして、県から諮問文を読み上げていただきます。

【知事】

徳島県環境教育・環境学習推進方針（仮称）のあり方について、環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律第8条の規定に基づき、徳島県環境教育・環境学習推進方針（仮称）を策定するにあたり、貴審議会の意見を求めます。どうぞ宜しくお願いいたします。

【会長】

ただいま諮問文を受け取りましたので、委員の皆様のお手元にその写しを配布いたします。この諮問に関しまして、事務局におきまして別途資料が用意されておりますので、まずその説明をお受けしたいと思います。事務局の説明を受けた後、ご質問と合わせまして各委員のお考えも聞かせていただければと思っておりますので宜しくお願いいたします。それでは事務局のご説明をお願いします。

【事務局】

失礼いたします。

資料1により説明をさせていただきたいと思います。ちょっと長いですので座って説明をさせていただきます。

今、諮問書の方をお手元にお配りさせていただいたかと思うんですけども、諮問書にも書かせていただきましたように、環境教育や環境学習が今日の環境問題を解決する根幹をなすものとして、今後ますます重要性を増していくと考えられることがこの推進方針を策定する最大の理由でございます。

資料1の方の1ページと2ページの方をご覧をいただきたいのですが、その他にも大きく二つの流れがございます。

一つは知事も申しましたように、国において環境保全活動環境教育推進法が昨年度制定されたことでございます。この法律の第8条において都道府県などは環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する方針、計画等を策定し、公表するということが努力義務規定として規定をされております。また政府におきましてはこの法律に基づきまして、9月30日に国の環境教育を進めるにあたっての基本的な方針というのを閣議決定をしております。

二つ目の背景といたしましては、徳島県でも従来から様々な主体によりまして環境教育に関する事業が展開されてきたわけでございますけれども、これを再構築する必要があると考えております。昨年度そのために県庁内の環境教育・環境学習に関する勉強会を設置をいたしました。そこで環境教育に関する事業の整理などを行っていたところなんですが、タイミングよく法律が施行されたことから、今年度はその法律に基づきまして方針を定めるということを決めまして、この勉強会を拡大し、庁内における検討会というのを設置して検討を行っているところです。

以上のような二つの流れから、このたび環境教育・環境学習推進方針、これはまだ仮称でございますけれども、そのあり方について諮問をさせていただくことといたしました。

次に方針の基本な考え方の案でございますけれども、資料の3ページの方に書かせていただいております。三つほど書かせていただいておりますが、まず一つ目は当然のことながら徳島県における環境教育・環境学習を総合的、体系的に推進するための方針であること。これが一つ目でございます。二つ目といたしましては、具体的、実践的な環境教育・環境学習を、より効果的に実施するための方針であること。単に計画をつくって終わりというのではなしに、実践的なものにしたいと考えております。それから三つ目といたしましては、9月30日に閣議決定をされました、先程申しました国の基本方針、正式には環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針というのを勘案したものであること。これは法律の記載事項でもございます。この三点を基本的な考え方としてあり方についてご審議をいただければと考えております。

なお昨年度この環境審議会の皆さんに熱心に審議していただきまして答申をいただいて策定をいたしました徳島県環境基本計画では、重点プログラムのテーマ5地球環境力を高める人・地域づくり、あるいは主要施策の です。参加と協働による環境保全への取組の項目において、この環境教育推進方針を策定することが位置付けられております。同時に徳島県のオンリーワン徳島行動計画にも同じように位置づけをさせていただいております。

次に策定スケジュールでございますが、本日から審議をお願いいたしまして、平成17年8月～9月に中間取りまとめをしていただき、パブリックコメントなどを実施し、平成17年11月頃に答申をいただきたいというふうに考えております。それを受けまして、平成17年12月頃に徳島県環境教育・環境学習推進方針（仮称）を策定したい

と考えております。

次に国の動向などについてでございますが、4ページの方に、まあご承知の方も多いかとは思いますが、まとめて記載させていただきました。

この中で二つ目の平成11年12月に中央環境審議会答申をいたしました「これからの環境教育・環境学習 - 持続可能な社会をめざして」というのに、今日の環境教育を考える上で非常に重要な概念が数多く含まれていると考えております。膨大な資料になりますので、全ては添付はしてございませんが、全て全文をこのホームページから入手することができます。また5ページ以降には先程から説明をさせていただいております環境保全活動・環境教育推進法の概要と、7ページ以降には国の環境教育推進方針、基本方針の概要を記載してございます。

次に、徳島県の動向でございますけれども、8ページの方に記載をしてございます。

先程も申し上げましたように、この環境審議会で審議をしていただいた徳島県環境基本計画にこの推進方針を策定することを記載させていただいております。

9ページの方には、他の都道府県の状況を記載をしています。

平成16年5月現在で環境省が取りまとめた資料でございます。

この資料は環境教育に関する何らかの方針・計画などを策定しているかどうかを調査したものでございますけれども、一般的な環境基本計画などに環境教育の記載があることをもって該当するというふうに回答している県もございます。従って環境教育に限った方針を策定している都道府県というのは、もう少し少なくなるのではないかと考えております。また先程来申しております環境保全活動・環境教育推進法に基づいて新たに策定した都道府県というのはまだ当然ながら存在しておりません。現在多くの都道府県でこの推進法に基づいた新たな方針の策定に取りかかっているものと思われれます。

10ページ以降には先程説明をさせていただきました庁内検討会、勉強会を拡大した庁内検討会で取りまとめたものを参考までに記載をさせていただいております。環境部局とか教育委員会だけに留まらず、商工労働部、農林水産部、県土整備部などで様々な環境教育に関する事業が県庁でも行われているということがお分かりいただけるのではないかと考えております。

以上で簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。

【会長】

どうも有り難うございました。ただいま事務局からご説明をいただきましたが、この

内容につきましてのご質問、あるいは各委員のお考え、そういうようなものがございましたらご発言をお願いしたいと思います。どうぞお願いします。

はいどうぞ。

【委員】

1 ページ目の既に庁内で検討されているということで、再構築をする必要ということを書いていらっしゃるんですけど、それは何か具体的な再構築のイメージというのは、それはこっちですと考えていいというようなことですか。

【事務局】

再構築のイメージなんですけれども、まさにそういったことをこの環境審議会において、できれば議論していただきたいなというふうに考えております。

【会長】

他に何かご意見ございましょうか。

はいどうぞ。

【委員】

ちょっとまだイメージがわかんのですけれども、最後のところで、現在県で行われている各部門の環境教育というか、環境学習に関する各種事業が告示をいただいているわけですが、かなり多岐にわたっているという感じではありますが、ちょっとこれから議論をする基本計画というんですか、基本方針を策定をするという場合に、このように各部門で行われている環境教育等について新しい基本方針の下に統一をするというお考えなんですか。あるいはそれはそれとして基本的なものとして確立をして、各部門で行われている県の施策としては、まあ在来型のものを展開をしていく。こういうことなんですか。そのあたりちょっとお考えがあればお聞かせをいただきたい。

【事務局】

10 ページ以降に記載をさせていただきます徳島県における環境教育・環境学習に関する施策一覧というのは、県庁内で県の事業としてやっておるものでございます。ですから当然のことながら環境教育といいますと、例えば民間団体の方がやっておられるものとか、あるいは国がやっておられるものとか様々なものがございます。そういったものがこの方針をつくることによって全てが体系立てられればというふうに事務局では考えておりますが、そのへんも含めてまた審議会の方でご議論いただければというふうに考えております。

【会長】

この内容は基本的な政策に関わりますので、後から政策部会の委員の方をお願いするということになるかと思っておりますので、政策部会に所属していない委員の先生方、この機会に審議に入る前に注文をできればつけておいていただきたいと、こういうふうを考えますので、政策部会以外の委員の方の発言を是非お願いしておきたいのですが。

いずれ中間取りまとめの形で発言のチャンスはいろいろあるわけですが、特にございませんか。

はい、どうぞ。

【委員】

9ページに他の都道府県の状況というのがございますが、これを見ますと、中央でお考えの方針がそのままう殆どみんな同じような形で出ているように思います。

それに対して徳島県は確か環境首都とくしまということを設定しておられるんですが、県としての一つの個性といいますか、実践する前にどのような方向で、特に県知事さんなんかはお考えになっているかお聞かせ願いたいと思います。

【知事】

先程諮問の時には法律の第8条をですね、引用させていただいております、法律に沿った形として環境教育・学習というもの、これを体系的にやっというのが一つあるんですね。ですから今おっしゃるように、9ページみんな同じじゃないかというのはみんな法律を受けてやっておるんですね。しかし中身については当然法律の精神というのは当然尊重するわけですが、それぞれの47都道府県でその地域に応じた、またあるいは個性に応じて作り上げていくということで、今ご質問のありますように徳島として環境首都にふさわしい環境教育あるいは環境学習、今もご質問がありましたように、必ずしも県だけではなくて、あるいは市町村ですとか、民間企業の皆さん、また県民の皆さんですね。こうした県をあげてのそうした方針というものをつくり、そして実践をやっていこうという、そこに実は特色を持たせるということですので、逆にこの審議会の場で大いに提言をいただき、あるいは議論をしていただければと、このように思っております。

【委員】

そうしますとね、10ページ以降は多岐にわたっているわけなんですけど、これを全部もちろんされることは当然だと思っておりますが、同じようにするんでなしに、できましたら

一番弱いところだとか、あるいは一番徳島県として望むところをもっと中核的なものをうんと押し出して、それで傾斜を持たせてから実践するというそういう方法が必要なんじゃないかと思います。

【知事】

今の点はですね、逆に言うと審議会の場で方針としてご発言をいただいて、そして我々としては最終的に出た答申という形でいただきますので、それを尊重させていただく形になりますので、どうぞそういうご意見はまず会長の方に。あるいは部会長の方におっしゃっていただければと思いますので宜しくお願いいたします。

【会長】

他に特にご発言ございませんか。

はい、どうぞ。

【委員】

環境教育・環境学習ということで、この10ページ以降に県の各課別にいろいろな施策が取り上げられていますが、環境問題というのはこういうふうに本来、なかなか分けにくく、いろいろなことがみんな丸ごと関係していると思います。そこで要望なんです、例えば一つの町とか一つの地域を重点的に取り上げ、モデルの町というようにして、環境教育・環境学習の対象にしてはどうでしょうか。

例えば上勝町。あの町は現在、非常に細かいゴミの分別収集をやっていますが、あそこに至るまでの過程にはかなりの議論があり、その結果の一つの形としてあのような細かな分別収集になったのではないかと。あの町には、環境問題のあらゆるものがたくさん詰まっていると思います。もちろん町自身があのような方向を打ち出しても、実際には住民がなかなかついていけないといったことや、いろいろな軋轢もあると思います。しかし、もともと環境問題というのは生活そのもので、いいことも嫌のこともすべてごった煮の状態に含まれているものだと思います。

県は、あのような取り組みをしている町、苦悩しながらいろいろな試みをしている町を環境教育・環境学習の「生きた教材」として位置付け、積極的に何らかの形で支援、後押しをしてほしい。そうすることで、その町はさらにがんばれるでしょう。

今、市町村合併が県内各地で進んでいます。合併には環境問題、特にゴミの問題は大きなテーマになると思いますが、危惧されるのはいくつかの町が一緒になったとき、全体が一番遅れている町の水準になってしまわないかということであります。このことも

環境教育のテーマになると思います。

また、県がいま各課別に行っているいろいろな施策ですが、今の時代に合ったものもあると思いますが、一方で時代に合わず、マンネリ化してるものもあるのではないのでしょうか。この際、施策全体も見直してほしい。同時に、県やその関係機関の方々はいろいろ勉強されている事柄を「出前講座」のような形で県内各地に出向いて大いに伝えてほしいと思います。それは現場を実地に見ることにもなります。

【会長】

有り難うございました。

確かにコミュニティーの規模に応じたいろいろなやられておる事例に対してそういう事例研究をどのように環境教育の中に取り入れていくかと、こういうようなことも是非議論をしていただきたいと思います。

他に何かございましょうか。

はい。

【委員】

毎年1～2校役員が教師になって、小学校の方で環境教育をさせていただくんです。その理解のある先生が転勤されるとそちらから声が掛かってくるということがあって、校長先生のご理解、それから担当の先生のご理解のあるところは随分広がって行くんです。だから県が取り組む場合、教育委員会の先生も小学校の先生、中学校の先生も大変勉強でお忙しくて時間が大変という話をよく聞きますが、こういう方面でご理解をこの制度ができれば全部得られるというふうになるのでしょうか。なかなか門戸を開いてくださらない現状なんです。売り込みには行くんですけどね。こういうふうに県の方で国の法律を受けて制度ができると、外部からも私達のような者でも子ども達と接触できるのでしょうか。

【会長】

そういう縦割りと横割りの教育システムというか、環境教育のシステムというようなことも是非議論していただきたいというご意見かとも思いますが。そういう点も宜しく願います。

他に何かありましょうか。

はい、どうぞ。

【委員】

この環境学習については、私は最も関心はあるんですが、残念ながら政策部会に入っていないのでこの場で思いついたことだけをお話しさせていただきたいと思います。

さっき委員さんもおっしゃったように、学校の先生方というのが環境教育を実践していく上では、学校現場というのはすごく大事かと思うんです。ただそれをここで決められたことを学校の現場に押しつけになるようなことにはなってはいけないかとは思いますが、もう少し最も環境教育を実践する場にふさわしい学校関係が何かずっと受け入れやすいようなそういう施策であればなど。ちょっと具体的にはあまり浮かばないんですけれど、例えば学校の教育委員会関係の方々に、早い時期から検討委員会とかそういうところに入っていただくとかしたり、それから私達とかいろんな現場で民間でやっているような人間の話も早い時期にいろいろ聞いていただけたら有り難いかなと思います。

それともう一つ、ここに随分といるんな県の取組というのをピックアップしていただいて、こんなに取り組んでいるんかというのが逆にすごくびっくりしました。こういうことをいわゆる県民の皆さんが私も含めて知って活用ができてるかっていったら、果たしてどうかと思うので、そういうのが県民も利用しやすいように、一緒になって実践しやすいようなそういう具体的な施策というのも考慮に入れたような施策になればなというふうにふっと思いましたので。ちょっと思いついたことだけなので。すいません。

【会長】

はい、有り難うございました。

他に何かございましょうか。

はい。

【委員】

私もこの部会には入っていないんですけれども、一般の市民の方が環境教育を受けたりとか、いろんな団体のところでそういう勉強をしたいといった時に、どこに行けばそういう情報がもらえて、どういう人が講師として頼めるのかとか、どういう学習ができるのかというところの窓口を一本化するなり、できるだけ分かりやすく、ここに行けば全部そういった資料が見える、あるいはもらえる、そういうふうにしてもらえたらと思うんです。実際学校教育のところでも先生方もいろいろ勉強したいと思うんですけども、なかなかどこに講師を依頼していいか分からないというようなところが今あるんじゃないかなと思います。現在私も環境カウンセラーをしてるんですけれども、環境省の四国

調査官事務所というところから、高松にあるんですけども、そこから講師依頼が来て、どこに行くかという阿南の小学校とか中学校とかに出て下さいというようなことがあるんですけどね。結局県にそういうふうなことがあってもよその方に頼んでそういうところからまわってくるというね、非常になかなかまわり巡ってというところがありますので、是非徳島県はここに行けばいろんなことが全て分かるというそういう一本化見たいな窓口というのを明確にして欲しいなと思います。

【会長】

現状でもですね、保健所の環境担当のところには相談に行けば十分対応してくれると思うんですがね、それは。自分の管轄しておる保健所にまず相談に行けば。

【委員】

ああそうなんですか。

そういうことがね、なかなか一般の方々のところには十分浸透しているとは言えないんでないかなというふうな実感をしているんですけども。

【会長】

生活環境全般についても保健所というところは非常に何でも相談にのっておるんですよ。

【会長】

どなたか他にご意見・ご質問ございませんでしょうか。

はい。

【委員】

今の件で、保健所に行けば分かるっておっしゃったんですけど、私も勉強不足なので今初めて聞いてびっくりしました。私も県の環境アドバイザーの一人として今年初めて助任小学校の授業のお手伝いをさせていただいたんですけど、学校の現場の先生もそういう環境アドバイザーの制度を結構簡単に利用すれば楽しい授業ができたりするなというのも初めて知りましたっていう方もいたので、もう少し環境学習とか環境教育とか、それから環境に関しては情報がどこに行ったらというのがもう少し明確にした方がいいんじゃないかなと私も感じてるところです。

【会長】

やはり県の施設は有効にもっと利用しなければ、宝の持ち腐れになりますですね。

他に何かご意見ございますでしょうか。

ご意見をお窺いする機会はまだ今後沢山ありますし、何かご意見を思いつかれたら事務局の方にFAXなり電話なりいただきましたら十分対応できますので、それじゃあこのへんで打ち切ってもいいでしょうか。質問を。

この内容からいきましても、方針策定の趣旨とか背景、基本的な考え方、策定のスケジュール、あるいは各委員等の意見等も踏まえて今後具体的に審議を進めていきますのは、やはり当審議会におきましては5つの部会に分かれておりまして、環境政策、生活環境、自然環境、鳥獣、温泉というふうな部会がございますが、今回の案件につきましては環境保全活動とか環境教育というふうなものを推進する、そういうふうなことからいきますと、主な審議事項を扱うというふうにしておるのは生活のこういうふうな基本的な環境教育なども環境政策部会というのが今まで担当して審議を進めてきていただいております。そういうふうなわけで、運営規程第6条第1項の規定に基づきまして、この案件につきましては政策部会に付議をいたしまして、具体的な内容を詰めていただいた上で総会にご報告いただくと。こういうふうな段取りにして宜しいでしょうか。

特にご異議ございませんか。

それじゃあこの案件につきましては政策部会に付議するという事にいたしたいと思っております。

政策部会の各委員の先生方には審議にいろいろとご尽力いただくこととなりますけれども、宜しくご協力の程をお願いいたします。

部会での審議状況などにつきましては、節目節目に総会にご報告いただきまして、他部会の委員の方々からのご意見もいただけるようにしたいと思いますので宜しくお願いいたします。

そういうことで宜しいですね。何かご異議ございますか。

それじゃあそういうことにさせていただきます。

【知事】

それでは環境政策部会の皆さんどうぞ宜しくお願いいたします。

【会長】

それではこの議事次第の次の議題、「徳島県生活環境保全条例（仮称）のあり方」について、これは総会において生活環境部会に付議いたしまして、部会におきましている検討が行われ、7月末の総会において部会からの中間整理の報告を受けたところでございます。審議会としては中間報告を了承いたしまして、8月19日から9月21日

まで広く県民の皆様方に公表をいたしまして、県民意見の募集を実施したところでございます。生活環境部会で提出された県民意見等を審議して、このたび最終的な整理を概ね終了いたしましたところなのでご報告いただき審議を行います。

なお、はじめに当審議会に条例のあり方について諮問されておりました、その基本的考え方とか方向性などについては意見を述べるものであり、条例そのものを作成するものではないわけで、条例そのものを作成するのは県でございます。その条例を審議するのがこの審議会ではございませんで、これは県議会でございますのでね。そういうふうなことを理解いただきまして審議下さいますようお願いしておきたいと思っております。

それでは生活環境部会長は会長が兼務しておりますので、そういう関係でこれから私一人が喋ることになりますが、ご了解いただきたいと思っております。

生活環境部会の部会長といたしまして、その概要と特徴の説明をいたしたいと思っております。

まずこの「徳島県生活環境保全条例（仮称）」のあり方についてご報告いたします。このことにつきましては、全回の総会で中間取りまとめを報告した後、パブリックコメントを実施いたしました結果、本日の資料3として取りまとめておりますが、提出していただきましたのは11名で、49の意見が提出されております。市町村からは特に出ておりませんでした。県民からの意見は既に中間整理の内容に趣旨等を盛り込んでいるものの、また今後県が条例を制定した後、具体的な施策を実施する上で参考にするべきものが多く、条例のあり方についての考え方については大きく変更を求めるようなものではありませんでした。このため生活環境部会は中間整理から変更・修正の必要がないものと判断いたしました。なお新たに条例化するべき課題についてはご承知のように県民、事象者に対して自主的な取組を求める内容のものが多く、このため県に対しては普及・啓発について積極的に施策を実施していただきたいと期待します。この条例のあり方の全体のポイントを説明していきます。

まず第2章の基本方針でも述べておりますが、いわゆる産業型公害に対応する現行条例の規制措置は、本県の公害防止に大きな役割を果たしてきたことから、原則引き続き継続とします。これが第3章 - 現行条例の規制措置にまとめてあり、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動・悪臭に該当する部分であります。

次に今日の環境問題の解決に資するもの、関係法令に規定がなく本県において今後取組が必要なものとして、第3章 - 新たに条例化の必要な内容に、「地球温暖化の防止」

から「環境への負荷の低減」までの10の課題を掲げています。この10の課題は基本的には県民、事業者に対して環境への負荷の低減を求める措置であります。基本的には汚染の未然防止を図るための措置は第3章 - に掲げている3 土壌・地下水汚染、4 土砂等の埋立に伴う土壌汚染、化学物質対策、自主的な取組を求めるための措置は、第3章 に掲げております地球温暖化の防止、生活排水対策、循環型社会の形成、環境への負荷の低減であります。その他の措置は第3章 - の地下水の採取の適正化、ごみのポイ捨て、放置自動車対策に区分されます。

この条例のあり方の特徴としては、まず一つ目としては環境への負荷の低減、環境配慮の推進を具体的に条例に盛り込むことであり、他県の実生活環境の保全に関する条例ではあまり例を見ない項目となります。

具体的に県は配慮すべき基本的な事項を決め、広く公表することで各主体による取組を推進していこうとするものであります。

二つ目は家電リサイクルの推進であります。家電リサイクルについては家電リサイクル法による運用が行われておりますが、適正なりサイクルルートにのらずに不法投棄される事例も見られることから、適正なりサイクルルートにのせる対策について検討すべきであるとしております。

以上が部会でこれまで審議してきました内容の最終的な報告の要旨でございます。

報告のお手元の資料2の報告案につきましては、事務局より別途ご説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、資料2に基づきまして簡単にご説明させていただきます。

まず資料2の1ページ、第1章でございますが、新たな条例の必要性、背景及び必要性というところでございますが、ここの部分はそのまま読まさせていただきます。

環境問題は、高度経済成長期の最中の昭和30年代後半、人々の大きな関心事になり、昭和40年代に、公害等の関係法令が整備されるなど、各種の環境対策が講じられてきた。現行の「徳島県公害防止条例」は、昭和46年に大気汚染や水質汚濁などによる生活環境の悪化による公害問題、いわゆる「産業型公害」に適切に対応するため、排出源となる工場・事業場に対しての規制など必要な事項を定め、もって県民の健康を保護することなどを目的とし制定され、本県の公害防止に極めて重要な役割を果たしてきたところである。

しかしながら、今日の環境問題は、社会経済活動や生活様式の変化等により、私たちの日常生活や通常の事業活動から生じる環境への負荷の増大によるところが大きく、従来の産業型公害のみならず、生活排水による河川の水質汚濁、化学物質による環境汚染や土壌・地下水汚染、地球温暖化の問題など、諸問題が顕在化している。

このため、現在の様々な環境問題に対処し、21世紀という環境の世紀にふさわしい施策を県として積極的に推進し、県民の健康を保護し、生活環境を保全するには、従来の公害防止対策にとどまらず、日常生活や通常の事業活動による環境への負荷の低減などを図る新たな条例を制定する必要があると考える。ということで、新たな条例の必要性についてまとめていただいております。

それと2ページでございますが、第2章新たな条例の検討に当たっての基本的な考え方、基本方針でございますが、ここの部分もそのまま読ませていただきます。

第1章の必要性にあるように、現行条例による規制措置は、本県の公害防止に極めて重要な役割を果たしてきたことから、「徳島県公害防止条例」、「公害の防止に係る規制の基準等に関する条例」に規定されている事項を整理、統合し、原則として継続する。

徳島県の環境行政に係る条例体系としては、今後の環境行政における基本的な方向づけや、環境施策に係る理念などを定めた「徳島県環境基本条例」の下に、産業型公害の防止を図り、県民の健康を保護し、生活環境を保全する「徳島県公害防止条例」と、自然環境を保護し、保全する「徳島県自然環境保全条例」といった個別の施策に係る条例が位置付けられている。今回の新たな条例では、今日の環境問題の解決に資するもの、また関係法令に規定がなく、本県において、今後の取組が必要なものについて検討する必要がある。

さらに、今日の環境問題は、私たちの日常生活や通常の事業活動によるところが大きく、県民、事業者、行政などあらゆる主体による自主的な環境に配慮した取組を推進する手法についても検討する必要がある。というふうなことでまとめていただいております。

それで第3章具体的な検討内容でございますが、は現行条例の規制措置ということで、現行の公害防止条例関係の規制について、いわゆる産業型公害の防止ということでございますが、この部分については基本的には原則継続というふうなことでまとめていただいております。なおですね、大気汚染防止法とか水質汚濁防止法、これではそれぞれ法対象施設の設置に際して事故時の措置というふうな規定がされております。現行の

公害防止条例ではこういった措置がございませんので、条例対象の施設についても事項時の措置、これを検討する必要があるということでございます。具体的に検討する内容というものが、この太い線で囲んだ括弧の中の「事故時の措置」の追加ということで、
、
、
こういったものを具体的に検討するべきというふうなことでまとめていただいております。

続きまして4ページでございますが、
の新たに条例化の必要な内容、ここでは1から10までの課題についてまとめていただいておりますが、まず1「地球温暖化の防止」でございますが、地球温暖化の要因となっている温室効果ガス、これにつきましては県民、事業者、行政がそれぞれの役割に応じて総力を挙げて取り組むことが重要であって、温室効果ガスの排出抑制、削減に向けた取組、これを推進する必要があるということでございます。具体的な検討内容としましては、この太い線で囲んだ括弧の中の
、
、
この部分について具体的に検討する必要があるということでもまとめていただいております。

2の「生活排水対策」でございますが、近年の河川等の水質汚濁の主要な原因、これはですね、従来は工場・事業場からの排水、これが原因でございましたが、環境法令による厳しい規制を受けて改善されてきたこともございまして、今日では各家庭から未処理で排出される生活排水、これによる汚濁が主要な原因となってきているということでございます。県についてはいろいろ施策も実施しているところでございますが、各家庭で実践できる生活排水対策の普及、促進とかそういったことも大事でございますが、この生活排水対策については県民の理解と協力、こういったものも不可欠でございまして、県民のモラルの向上を図る必要性もあることから、今後県民の心がけをも含め、汚水処理施設の整備などより一層の生活排水対策を進め、公共用水域の水質汚濁の防止を図り、総合的な水環境の保全を推進する必要がある。ということでもまとめていただいております。具体的に検討する内容としましては、この太枠で囲んだ中の
、
この部分について検討する必要があるということでございます。

それと3番目の「土壌・地下水汚染対策」でございます。これにつきましては、有害物質による人為的な地下水汚染に対する浄化対策ですけども、こういった実施例というのは今現在は事業者による自主調査事例、こういったもので多く見られている現状がございまして。常時監視等も県の方でいろいろやっておりますけれども、なかなかその原因者の特定というのは困難な部分もございまして、この地下水汚染とかそういったものの

対応、こういったものについても強化する必要があるということでございます。また土壌汚染につきましてはですね、土壌汚染対策法というのが平成14年に制定されて15年2月から施行されている状態ではございますけれども、この法律だけではなかなか難しい部分もございますので、この汚染の防止、未然防止という視点からですね、工場・事業場の操業中での汚染防止に向けた措置、こういったものも検討する必要があるということでまとめていただいております。それで具体的に検討する事項としましては、6ページの真ん中あたりにあります太枠で囲んだ 、 、 、 この事項について具体的に検討する必要があるということでもまとめていただいております。

それと4番目でございますが、「土砂等の埋立に伴う土壌汚染」、これにつきましては本県では一定規模以上の土地の開発行為に対しましては、「徳島県土地利用指導要綱」、こういったものによりましていろいろ指導をしてきておりますけれども、有害物質を含む土砂等の使用に伴う土壌汚染の防止、こういったものには明確な規定もないということから、県民にもいろいろ土壌汚染についての懸念があると。このため、土壌汚染の未然防止の観点から、有害物質の混入とか搬入とかそういったものを防止する措置について検討する必要があるということにされております。

また、有害物質が持ち込まれないようにですね、ある程度の規模になりますと県が関与する措置、こういったものを盛り込むことも適当というふうにまとめていただいております。ただ法令等の許認可等を要する行為、こういったものについてはですね、県民にも分かりやすくその行為による土壌汚染の未然防止ということでございますので、許認可等の段階からいろいろチェックができて、許認可等の指導と併せて、一体的な指導が行われるような仕組みとすることが適当である。というふうにまとめていただいております。それで具体的な検討すべきこととしましては、7ページの上の方にあります太枠で囲みました か のことについて具体的に検討する必要があるということでございます。

それと5番目の「地下水の採取の適正化」でございますが、徳島県におきましては、昭和58年、「地下水の採取の適正化に関する要綱」これを制定しまして、新規の地下水の採取の規制とか既存施設の取水削減に努めてきているところでございますが、この要綱による行政指導、こういったものについてはですね、行政手続の公正・明確化も図る必要があるということで、この条例での規定を条例化するというふうな形でまとめていただいております。それで具体的にはこの7ページの下の方の太枠で囲んである部分でござ

ざいますが、この 、 、 、 までの部分、こういったものについて現行要綱の規定を引き継ぐような形で検討するというふうなことでまとめていただいております。

それから8ページでございますが、6番目の「化学物質対策」でございますが、化学物質、こういったものにつきましては大変広範囲に使用されていると。それと人の健康にどのような影響を及ぼしているのか明確でない状況もございます。住民の関心も高いものがあると。国においては、P R T R法というふうな法律も制定して施行もされておりますが、この化学物質による環境への汚染、こういったものを未然に防止するという観点からですね、本県にふさわしい化学物質の適正管理、これを進める必要があるというところでまとめていただいております。それでこの具体的な検討事項としましては、9ページの真ん中あたりになりますが、太枠で囲んである部分でございます。 から の部分、これについて具体的に検討する必要があるということでございます。

それと7番目の「循環型社会の形成」でございます。現在、国におきましては、各種リサイクル関連法といったものが最近整備が進められております。本県においても循環型社会の形成に関する施策を実施していく上で、何か根拠となる規定を設ける必要があるということでございます。それで廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用、廃棄物の適正処理などですね、物品の生産から、消費・使用、再生利用、処分に至るまでそれぞれの立場に応じた役割のもと、循環型社会の形成に向けて連携を図りながら取り組んでいく必要があると。それとまた廃家電につきましては、家電リサイクル法による運用が行われているところでございますが、適正なりサイクルルートにのらずに不法投棄される事例も見られることから、適正なりサイクルルートにのせるための対策について検討する必要があるということでもまとめていただいております。具体的な検討事項につきましては、9ページから10ページに書きましたこの太枠の中の から まで、この事項について検討する必要があるということでございます。

それと8番目、「ごみのポイ捨て」でございます。現在徳島県におきましてはですね、昭和63年に制定しました「徳島県空き缶等の散乱の防止に関する条例」これに基づきましていろいろ実施しているところでございますが、ごみの散乱の防止、こういったものについてはですね、環境美化に関する施策の推進を図るということもございまして、生活環境全般に係わる事項としていろいろ検討する必要があるということもございます。それで具体的な検討する事項としましては、10ページの真ん中にございますような太枠で囲んだ部分で、 、 、 、 こういったことにつきまして具体的に検討する

必要があるということでまとめていただいております。

それと9番目の「放置自動車対策」でございますが、この放置自動車につきましてはですね、国におきまして自動車リサイクル法、こういった整備も行われたところがございますが、不法投棄の防止に向けた制度化も全国的に始まるわけでございますが、当然この自動車リサイクル法の周知、法の適正な運用、こういったものは重要なことでございます。なお平成19年末までの不法投棄の懸念、それとまた現在放置されている自動車への対応、こういったものについて様々な課題があるということで実施可能な範囲において検討することが望ましいということでございます。それで具体的に検討する事項としては10から11ページにかけて太枠の部分でございますが、 から こういったことについて具体的に検討するというのでまとめていただいております。

それと10番目の「環境への負荷の低減（環境配慮の推進）」でございます。今日の環境問題につきましては、社会経済とか生活様式の変化等によりまして、私たち自身の日常生活や通常の事業活動から生ずる環境への負荷の増大、こういったところによるところが大きいと。それで様々な問題が顕在化してきているのだと。それでこの環境への負荷の低減を図るにはですね、当然ながら県民、事業者、行政あらゆる主体による自主的かつ積極的な環境に配慮した取組が効果的であるから、その取組を推進する必要があるとされております。さらにですね、環境配慮の推進を図る上で、事業を行う者、こういった人はですね、事業活動に伴う環境への負荷量、こういったものが当然、県民個人に比べて大きいことから、計画の熟度に応じた適切な環境配慮を行うことが重要であって、事業を行う者による環境への配慮、言い換えますと環境への負荷を低減する努力ですね、こういったものを推進する措置を盛り込むことが望ましいということでございます。それで具体的に検討する事項としては、11ページから12ページにかけての太枠の中で書かせていただいておりますが、 ， ， この部分について具体的に検討する必要があるということでございます。

それと12ページの最後の第4章「新たな条例の目的及び名称」でございます。1番の目的でございますが、この部分はそのまま読ませていただきます。

新たな条例の制定に当たっては、徳島県環境基本条例の基本理念にのっとり、現行条例による公害の防止に関する必要な規制の措置をはじめとして、県民の日常生活及び通常の事業活動に伴う環境への負荷を低減するための自主的かつ積極的な取組を促進する措置について必要な事項を設けることが望ましい。

これら施策を推進し、もって現在及び将来の県民の健康を保護し、生活環境を保全することを新条例の目的とすることが望ましい。ということでございます。

2番の名称でございますが、新たな条例の目的が、「現在及び将来の県民の健康の保護」と「生活環境の保全」であることから、これらのことがわかりやすい名称が望ましい。というふうな形で取りまとめをいただいております。

あとは参考資料としまして、今まで各課題についての現状課題とか県の取組とか法律の関係、そういったもの、今までの議論のものをまとめたものでございます。

以上でございます。宜しく申し上げます。

【会長】

はい、有り難うございました。

以上でこの部会からの報告は終わらせていただきます。

この部会の報告を受けてこれから環境審議会としての審議、ご意見を窺っていきたくと思います。何かこの答申案につきましてご意見ございましょうか。

【委員】

パブリックコメントの資料が資料3として配布されてますけれども、せっかくのパブリックコメントですので、この報告書の巻末にでも添付して処理するというふうな方法は難しいんでしょうか。

【会長】

実はこのパブリックコメントはですね、生活環境条例のあり方についての内容について県民のご意見を窺ったわけです。その内容につきましては、今日資料として出しておりますように、答申のあり方の答申のどの章に付随するか、それに関連したものであるかというふうなことはこの資料の中に記載してございます。これは参考資料としてつけます

【委員】

パブリックコメントを寄せていただいた方に対する回答ですね。こここのところに貴方のご意見は入っていますよというようなことは返すことはできないんでしょうか。

【事務局】

パブリックコメントですが、個人毎には送付してですね、お送りするというにはしてありませんが、県のホームページなどにこれはまた載せたいと思います。そういったところでどこに載っているかということを見ていただいて、どういう結果になったの

かというのを分かっていただくというようなシステムにしたいと思っております。

【委員】

宜しく申し上げます。

【委員】

この諮問を早く出すことについては諸手をあげて賛成させていただきます。けどちょっと運営のことについてちょっと疑問を感じたので意見をお伺いします。

【会長】

一時議事を中断いたします。(運営面について)

【会長】

はい、それではまた審議会を開催します。

他に何かご意見ございますか。この答申のこの文言について、資料2につきまして特にご意見ございませんか。特に修正、その他のご意見がなければ、今回の生活環境部会からの報告がありました最終的な報告案を基本的に了承して構いませんか。

【委員】

異議なし。

【会長】

それじゃあ異議なし多数と判断をいたしまして、それではこの答申案をもって部会からの報告といたします。

細かい点につきましては、副会長とも協議いたしまして、最終答申文を作成して知事に答申することといたします。

答申にあたりましては、私と副会長とで対応させていただきたいと思いますので、それで宜しいですか。それでは以上で本日の議事は終了でございます。

事務局何かございましょうか。

【事務局】

どうも長い間有り難うございました。

審議の結果ですね、了承された答申文でございますが、正式に知事への答申ということでございますので、答申日を決定いたしましたら、決定次第ですね、答申文ともに事前に皆様方に連絡をいたしたいと思っております。答申文をいただきましたら、今度県として最大限尊重しまして、条例文案の作成ということに取り組んで参りたいと考えております。

す。どうも有り難うございました。

【会長】

委員の皆様方には議事の進行にご協力をいただきましてお礼を申し上げます。

特に生活環境部会の委員の皆様には大変厳しい日程を押しつけまして、ご協力をいただきまして有り難うございました。

それでは進行を事務局をお願いいたします。

【事務局】

最後に、笹川県民環境部長からお礼を申し上げます。

【県民環境部長】ご紹介をいただきました県民環境部長の笹川でございます。

本日委員の皆様大変ご熱心なご審議をいただきまして有り難うございます。

まず今日ご審議をいただきました第一点目でございますが、第一点目の徳島県生活環境保全条例、まだ仮称でございますが、これにつきましてはですね、今後環境審議会から先程会長さんの方からお話がございましたが、答申をいただくことになっております。その答申を最大限尊重いたしまして、今年度中の条例化に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

本当に会長さんをはじめ委員の皆様方、有り難うございました。

それからまた二点目でございますが、本日諮問をさせていただきました徳島県環境教育・環境学習推進方針、これも仮称でございますが、そのあり方についてでございます。今後とも十分ご審議をいただけますようお願い申し上げます。簡単ではございますが私の挨拶にさせていただきます。本当に有り難うございました。

【事務局】

以上をもちまして、総会を終了いたします。

お疲れでございました。どうも有り難うございました。